

第3編

基本計画



1 | 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた「まちの将来像」の実現に向けて、施策の大綱を推進するため、必要な個々の施策を分野別に体系化し、具体的な内容を示すものです。

2 | 計画期間

計画期間は、平成 29 年度からの 5 年間を前期計画、令和 4 年度からの 5 年間を後期計画とします。

後期計画については、令和 3 年度の段階での社会情勢、前期計画の進捗状況を踏まえて、必要な見直しを行い策定するものです。

3 | 基本計画の構成

○施策の体系

基本構想に基づき、施策分野別の体系を示したものです。

○施策分野別の基本計画

基本構想で示す基本目標に対応した施策を分野別に体系化し、施策ごとに基本方針、これまでの取組、これからの課題、施策の内容、各主体が取り組むこと（期待する役割）、まちづくりの指標、関連する計画を定めたものです。

序
論

基本
構想

基本
計画

序

1

2

3

4

5

まち
未来
創生
戦略

S
D
G
s

資料
編

4 | 施策の体系

まちの
将来像

まちづくりの基本目標
《まちのイメージ》

施策目標

みんな
で
創る

快適
実感
都市「たつの」

基本目標1

安全・安心な まちづくりへの挑戦

自然を守り、だれもが安全に
安心して住み続けたいまち

- 1 自然を大切にし、共に暮らす
- 2 持続可能な社会をつくる
- 3 良質な住環境を整備する
- 4 安全便利な交通環境を整える
- 5 大切な命と地域を守る

基本目標2

やすらぎづくり への挑戦

子育てにやさしく、すべての市民が
健やかに暮らせるまち

- 1 安心して子育てができるまちをつくる
- 2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる
- 3 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる
- 4 共に助け合い、支え合うまちをつくる
- 5 生涯を健やかに過ごせる体制を整える

基本目標3

ひとづくり への挑戦

学都たつのの輝きと
歴史・文化が薫るまち

- 1 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる
- 2 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる
- 3 歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる
- 4 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

基本目標4

にぎわいづくり への挑戦

新たな地域産業の創出と
観光立市を目指すにぎわいのまち

- 1 次世代へ伝え育む農林業を活性化する
- 2 活気ある水産業を推進する
- 3 地域資源を生かした観光を推進する
- 4 にぎわいのある商工業を推進する

基本目標5

ふるさとづくり への挑戦

市民や地域と協働し、
地域力あふれるまち

- 1 まちづくりを進めるための基盤を整える
- 2 多様で活発な交流を促進する
- 3 健全で効率的な自治体運営を推進する

施策

まち未来創生戦略

- 1.自然環境の保全と整備 2.緑化の推進
- 3.廃棄物処理対策の推進 4.地球環境の保全
- 5.住宅の供給 6.都市公園の整備と活用
- 7.地域特性を生かした土地利用の推進 8.上下水道施設の整備
- 9.幹線道路網の整備 10.安全で快適な道路環境の整備 11.公共交通の充実
- 12.防災体制の確立 13.消防・救急・救助体制の充実 14.交通安全対策の推進
- 15.暮らしの安全確保

基本理念

『ふるさと たつの』に
新たな息吹を吹き込み
“光り輝く未来”を創る

- 16.結婚・出産・子育て支援の充実 17.ひとり親家庭等の福祉の充実
- 18.地域包括ケアシステムの構築 19.生きがいづくりと社会参加の支援
- 20.障害のある人への生活支援と社会参加の促進
- 21.地域福祉の充実
- 22.健康づくりの推進 23.医療サービスの向上

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4

「雇用創生」〜新経済戦略によりしごとを創出する〜

「人口還流」〜定住促進・観光戦略により「たつのファン」をつくる〜

「若者未来」〜若者応援戦略により希望を叶える〜

「地域活力」〜まち賑わい戦略により活力ある地域をつくる〜

- 24.幼児教育・保育の充実 25.義務教育の充実 26.青少年の健全な育成
- 27.生涯学習の推進 28.スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 29.歴史文化遺産の保全と活用 30.芸術文化活動の振興
- 31.人権教育・啓発の推進 32.男女共同参画社会の形成

- 33.農林生産基盤の整備と担い手の育成 34.農業経営の安定化と地産地消の推進
- 35.水産業基盤の整備
- 36.観光基盤の活用 37.観光PRの充実
- 38.商業の活性化と工業の振興

- 39.地域コミュニティ活動の推進 40.市民参加と連携・協働のまちづくり

- 41.シティプロモーションの推進 42.国際交流・国内交流・地域交流の推進

- 43.行財政改革の推進(行政改革大綱) 44.簡素で効率的な組織づくりと人材育成
- 45.公共施設の適正管理と整備 46.情報化の推進 47.広域行政・広域連携の推進

5 | 施策分野別の基本計画の見方

基本方針

施策の目的・方向性について記載しています。また、施策が対応するSDGsのゴールのアイコンを掲載しています。

第1章 安全・安心なまちづくりへの挑戦／自然を

第1節 自然を大切にし、共に暮らす

施策 | 1 自然環境の保全と整備

基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、生態系を維持しつつ、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を生かした魅力ある自然環境の保全と整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。



これまでの取組

- 針広混交林[※]整備事業の推進や、里山維持管理事業等の推進により、山林の多面的機能を向上するために適正な管理を行っています。
- 河川については、洪水被害の軽減を図るため、浚渫・除草・立木伐採等を実施するとともに、河川敷公園のグラウンドの芝生

これまでの取組

これまでの市の取組やまちづくりの動向について記載しています。

これからの課題

- 利用されずに放置されている里山の機能を回復させるための整備を行うとともに、伐採や植栽がなされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として保全する必要があります。
- 土砂流出・地すべり・山腹崩壊・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれのある区域については、市民の生命・財産を守る対策を講ずる必要があります。
- 水害被害の軽減を図るため、治水事業の推進や河川環境の整備を継続していく必要があります。
- 生態系の変化がみられる海岸環境を維持するための対策を講ずる必要があります。
- 市民・NPO・事業者・行政等が連携し、生物多様性保全の取組を促進することにより、豊かな自然を将来に継承します。

これからの課題

まちづくりに係る課題について記載しています。

【里山林整備表】

野生動物共生林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H18～20	揖保川町金剛山	24
	H22～23	養田町内山	10
	H24～25	新宮町曾我井	15
	H25～26	新宮町牧	20
	H29～30	揖西町小神	21
	H30～R2	新宮町千本	30

* H28年度から野生動物育成林整備事業から野生動物共生林整備事業へ名称変更

里山防災林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H19～20	新宮町善定	24
	H20～21	新宮町栗町	10
	H21～22	新宮町大屋	15
	H22～23	揖西町竹原	20
	H23～24	揖西町小神	15
	H24～25	新宮町千本	15
	H25～26	揖西町新宮	10
	H25～26	揖西町中垣内	15
	H26～27	揖西町住吉・竹万	21
	H27～28	揖西町北沢	16
	H28～29	新宮町善定	30
	H29～30	新宮町栗町	15
	H30～R元	揖西町尾崎・土師・南山・龍子	10
	R元～R2	揖西町長尾	20

施策の内容

施策の基本的取組について記載しています。

施策の内容

(1) 山林の整備

【担当課：農林水産課、建設課】

- 多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を進めます。
- 水土保全機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進めます。
- 県と協力し、土砂災害危険箇所の把握、周知、防災施設等の整備に努めます。

(2) 河川環境の保全と活用

【担当課：建設課、都市計画課】

- 災害に強い河川敷公園の整備に努めるとともに、市民との協働により、利活用方法の検討を進めます。
- 治水安全度を確保するための河川改修(林田川・栗栖川等)を推進し、河川の浚渫・除草・立木伐採等を行い、災害の未然防止や環境の保全を図ります。

(3) 海岸環境の保全

- 海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物の処理等を実施することによる海岸環境の保全に努めます。

(4) 生物多様性の保全と啓発

- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、調査事業を実施する等のための啓発に努めます。
- 子どもたちによる水辺の生きもの観察などにより、生物多様性の大切さを伝えます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

施策の目的達成に向けて、市民・団体・事業者等に期待される役割について記載しています。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶自然環境の保全に関わる活動に参加しましょう。
- ▶外来生物の野外放棄を止めましょう。
- ▶河川、海岸等の水辺空間の利活用や美化活動に参加しましょう。
- ▶河川護岸の損傷、水の流れの阻害に気付いたときは、河川管理者に連絡しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶森林保全のための下刈りや間伐及び植栽に取り組みましょう。
- ▶地域と連携して、自然環境の保全活動に取り組みましょう。
- ▶水辺空間の利活用に努めましょう。
- ▶河川愛護活動に参加しましょう。
- ▶河川清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
里山整備の面積(里山防災林整備、野生動物共生林整備)	ha		

令和8年度目標値の設定理由 年間20ha

まちづくりの指標

施策による成果を把握する指標とその現状値・目標値を記載しています。原則、現状値は令和2年度、目標値は令和8年度(後期計画の最終年度)の数値です。

*現状値について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値等は、一部令和元年度以前の数値を記載しています。

関連する計画

- 第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度)
- たつの市森林整備計画(令和元年度～令和10年度)

関連する計画

施策を推進していくために関連する個別の計画を記載しています。

安全・安心なまちづくり への挑戦

自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいくなるまち

第1節 自然を大切にし、共に暮らす 58

施策1 | 自然環境の保全と整備 58

- (1) 山林の整備
- (2) 河川環境の保全と活用
- (3) 海岸環境の保全
- (4) 生物多様性の保全と啓発

施策2 | 緑化の推進 60

- (1) 生活環境の緑化
- (2) 公共施設等の緑化

第2節 持続可能な社会をつくる 62

施策3 | 廃棄物処理対策の推進 62

- (1) ごみの減量化・再資源化の推進
- (2) ごみ処理施設における長期的処理
- (3) 市民意識の高揚

施策4 | 地球環境の保全 64

- (1) 地球温暖化防止活動の推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進
- (3) 環境保全意識の高揚
- (4) 公害防止体制の推進

第3節 良質な住環境を整備する 66

施策5 | 住宅の供給 66

- (1) 公営住宅の整備
- (2) 住宅取得の支援
- (3) 空き家対策の推進
- (4) 耐震化の支援

施策6 | 都市公園の整備と活用 68

- (1) 住区基幹公園の整備と活用
- (2) 都市基幹公園等の整備と活用
- (3) 防災に配慮した公園の整備と活用

施策7 | 地域特性を生かした土地利用の推進 70

- (1) 地域の特性にあった土地利用の推進
- (2) 計画的な既成市街地の整備
- (3) 駅周辺の整備
- (4) 地籍調査の推進

施策8 | 上下水道施設の整備 74

- (1) 上水の安定供給と水質の改善
- (2) 下水道事業の推進
- (3) 前処理場の維持管理

第4節 安全便利な交通環境を整える……………76

施策9 | 幹線道路網の整備……………76

- (1) 揖龍南北幹線道路の整備
- (2) 東西幹線道路の渋滞緩和
- (3) 広域幹線道路の整備

施策10 | 安全で快適な道路環境の整備……………78

- (1) 地域内道路の整備
- (2) 地域間連絡道路の整備
- (3) 道路・橋りょうインフラの長寿命化

施策11 | 公共交通の充実……………80

- (1) J R姫新線利用促進活動の展開
- (2) J R山陽本線の利便性の向上
- (3) 路線バスの確保
- (4) 地域公共交通の改編

第5節 大切な命と地域を守る……………82

施策12 | 防災体制の確立……………82

- (1) 情報伝達体制の充実
- (2) 避難対策の充実
- (3) 自主防災組織の育成
- (4) 広域連携体制の充実
- (5) 危機管理体制の整備

施策13 | 消防・救急・救助体制の充実……………86

- (1) 消防署の消防力の強化
- (2) 救急・救助業務の充実
- (3) 消防団の消防力の強化
- (4) 火災予防の推進と救命処置の普及
- (5) 消防水利の充実
- (6) 広域消防の充実

施策14 | 交通安全対策の推進……………90

- (1) 安全・安心な道路交通環境の整備
- (2) 交通安全意識の高揚

施策15 | 暮らしの安全確保……………92

- (1) 防犯体制の充実
- (2) 国民保護体制の確立
- (3) 消費生活の安全確保

第1節 自然を大切にし、共に暮らす

施策 | 1 自然環境の保全と整備

基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、生態系を維持しつつ、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を生かした魅力ある自然環境の保全と整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。



これまでの取組

- 針広混交林[※]整備事業の推進や、里山維持管理事業等の推進により、山林の多面的機能を向上するために適正な管理を行っています。
- 河川については、洪水被害の軽減を図るため、浚渫・除草・立木伐採等を実施するとともに、河川敷公園のグラウンドの芝生化等を行っています。
- 海岸環境では、砂浜の浸食が回復した新舞子浜について、関係機関や団体と連携し、良好な景観や生態系の維持、水質の改善を図っています。
- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、市民や専門機関と協働して調査事業を実施しています。また、有害な外来種の被害予防のための情報提供を行っています。

これからの課題

- 利用されずに放置されている里山の機能を回復させるための整備を行うとともに、伐採や植栽がなされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として保全する必要があります。
- 土砂流出・地すべり・山腹崩壊・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれのある区域については、市民の生命・財産を守る対策を講ずる必要があります。
- 水害被害の軽減を図るため、治水事業の推進や河川環境の整備を継続していく必要があります。
- 生態系の変化がみられる海岸環境を維持するための対策を講ずる必要があります。
- 市民・NPO・事業者・行政等が連携し、生物多様性保全の取組を促進することにより、豊かな自然を将来へ継承していく必要があります。

【里山林整備表】

野生動物共生林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H18～20	揖保川町金剛山	24
	H22～23	誉田町内山	10
	H24～25	新宮町曾我井	15
	H25～26	新宮町牧	20
	H29～30	揖西町小神	21
	H30～R2	新宮町千本	30

* H28年度から野生動物育成林整備事業から野生動物共生林整備事業へ名称変更

里山防災林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H19～20	新宮町善定	24
	H20～21	新宮町栗町	10
	H21～22	新宮町大屋	15
	H22～23	揖西町竹原	20
	H23～24	揖西町小神	15
	H24～25	新宮町千本	15
	H25～26	揖西町新宮	10
	H25～26	揖西町中垣内	15
	H26～27	揖西町住吉・竹万	21
	H27～28	揖西町北沢	16
	H28～29	新宮町善定	30
	H29～30	新宮町栗町	15
	H30～R元	揖西町尾崎・土師・南山・龍子	10
	R元～R2	揖西町長尾	20

※混交林：広葉樹と針葉樹が混生する森林

施策の内容

(1) 山林の整備

【担当課：農林水産課、建設課】

- 多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を進めます。
- 水土保全機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進めます。
- 県と協力し、土砂災害危険箇所の把握、周知、防災施設等の整備に努めます。

(2) 河川環境の保全と活用

【担当課：建設課、都市計画課】

- 災害に強い河川敷公園の整備に努めるとともに、市民との協働により、利活用方法の検討を進めます。
- 治水安全度を確保するための河川改修（林田川・栗栖川等）を推進し、河川の浚渫・除草・立木伐採等を行い、災害の未然防止や環境の保全を図ります。

(3) 海岸環境の保全

【担当課：環境課、農林水産課】

- 海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物の処理等を実施することにより、新舞子浜をはじめとした海岸環境の保全に努めます。

(4) 生物多様性の保全と啓発

【担当課：環境課、農林水産課】

- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、調査事業を実施するとともに、有害な外来種の被害予防のための啓発に努めます。
- 子どもたちによる水辺の生きもの観察などにより、生物多様性の大切さについての啓発事業を実施します。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶自然環境の保全に関わる活動に参加しましょう。
- ▶外来生物の野外放棄を止めましょう。
- ▶河川、海岸等の水辺空間の利活用や美化活動に参加しましょう。
- ▶河川護岸の損傷、水の流れの障害に気付いたときは、河川管理者に連絡しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶森林保全のための下刈りや間伐及び植栽に取り組みましょう。
- ▶地域と連携して、自然環境の保全活動に取り組みましょう。
- ▶水辺空間の利活用に努めましょう。
- ▶河川愛護活動に参加しましょう。
- ▶河川清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
里山整備の面積(里山防災林整備、野生動物共生林整備)	ha	356	476
令和8年度目標値の設定理由 年間20haの整備を目標に設定			

関連する計画

- 第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度)
- たつの市森林整備計画(令和元年度～令和10年度)

施策 | 2 緑化の推進

基本方針

市民・団体・事業者・行政の連携と協働により緑豊かな自然を守り、身近に緑を感じられるよう、潤いと安らぎのある花と緑があふれるまちづくりを推進します。



これまでの取組

- 花と緑の協会を中心に緑化活動が行われているほか、自治会等により県民まちなみ緑化事業を活用した事業が行われています。
- 公共施設等の緑化に取り組んでいます。

これからの課題

- 市民や事業所等に緑の保全と緑化の意義について啓発するとともに、市民参加による活動を展開し、緑化の推進に努める必要があります。
- 公共施設等の緑化に取り組んでおり、今後も市内全域における緑化に努める必要があります。
- 緑化活動を行う参加者が減少傾向にあります。



■緑化活動グループ



施策の内容

(1) 生活環境の緑化

【担当課：都市計画課】

- 花と緑の協会など市民で組織する緑化団体の活動を支援します。
- 自治会等の市民団体の協力のもと、花いっぱい運動を展開し、駅前や道路などのオープンスペースの緑化を図り、美しいまちづくりに努めます。
- 市民に花の種子や苗木を配布することにより、住宅等日常空間の花と緑のまちづくりを推進します。
- 花壇コンクールや講習会等の開催を通して、生活空間の緑を大切にする意識の醸成等、市民の緑化意識の啓発に努めます。

(2) 公共施設等の緑化

【担当課：商工振興課、都市計画課】

- 道路、公園、学校等の公共施設における緑地の確保に努めます。
- 大規模工場の立地における適正な工場緑化を推進します。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶家庭や地域で緑化を実践してみましょう。
- ▶緑を維持するボランティアに参加しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶花と緑豊かな空間づくりに取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
緑化活動団体数	団体	355	355
令和8年度目標値の設定理由 現状値を維持			
県民まちなみ緑化事業の年間実施件数及び緑化面積	件	9	9
	m ²	2,736	2,800
令和8年度目標値の設定理由 過去の実績から設定			

関連する計画

○たつの市みどりの基本計画(令和3年度～令和13年度)



■オープンガーデン



第2節 持続可能な社会をつくる

施策 | 3 廃棄物処理対策の推進

基本方針

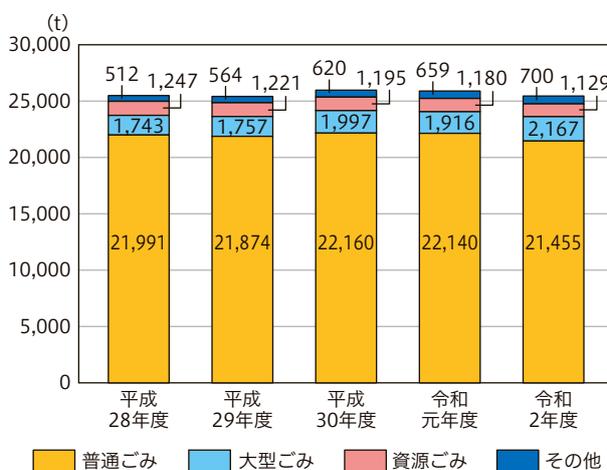
市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生を抑制し、不法投棄防止等の環境美化活動を推進するとともに、有用な資源の再使用、再生利用など、適正な処理に取り組み、持続可能な循環型社会の構築を目指します。



これまでの取組

- 一般廃棄物の中間処理は、揖龍クリーンセンター及びにしはりまクリーンセンターで各々近隣市町と共同で焼却等の処理を行っています。
- 不法投棄対策として、不法投棄監視カメラの設置、自治会への啓発看板の貸与、不法投棄監視協力員や警察等によるパトロール等を実施しています。

【ごみ処理状況の推移】



これからの課題

- 市民・事業者・行政が一体となってこれまで以上に資源ごみの分別と、ごみの減量化に取り組む必要があります。
- 揖龍クリーンセンターは老朽化が進んでおり、新しいごみ処理施設の整備が求められます。また、これに併せ、災害廃棄物を処理するための対策を講ずる必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場の残余容量が減少しつつあるため、不燃ごみの再利用に取り組んでいますが、長期的に埋立処分するための対策を講ずる必要があります。
- 本市の美しい生活環境を守るため、引き続き、不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。



■フードドライブ

施策の内容

(1)ごみの減量化・再資源化の推進

【担当課：環境課】

- 広報誌、市イベント、出前講座等あらゆる機会を通じて市民、事業所にごみの減量化、資源ごみの分別徹底等の啓発やフードドライブ等の実施に加え、生ごみの減量化につながる取組を推進します。
- 5R(リフューズ(不要品辞退)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リペア(修理)、リサイクル(再生利用))の取組を促進します。

(2) ごみ処理施設における長期的処理

【担当課：環境課】

- 揖龍クリーンセンターについて、新宮地域を含めた市全域のごみ処理が可能となる施設の整備を進めます。
- 一般廃棄物最終処分場は、搬入物の分別徹底に努めるとともに、他施設での受け入れが可能なものは一時仮置きし搬出します。

(3) 市民意識の高揚

【担当課：環境課】

- 本市の美しい生活環境を守るため、不法投棄監視カメラの設置及び不法投棄監視協力員を増員し、協力員等による日常のパトロールを行うとともに、事業者、各種団体、行政によるクリーン作戦や兵庫県動物愛護センターと協力したペット飼育のマナー向上を啓発し、環境美化の促進に努めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 各家庭でごみの減量や資源ごみの分別に努めましょう。
- ▶ ごみ出しのルールを守り、マナー向上に努めましょう。
- ▶ 家庭で不用となった物は互いに譲り合いましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 自ら排出するごみの減量を図った上で、やむなく排出されたごみを資源化ルートに乗せるなど、適正処理に努めましょう。
- ▶ 長く使用できる商品やリサイクルしやすい商品を顧客に提供しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
家庭系普通ごみ年間排出量	トン	13,653	13,037
令和8年度目標値の設定理由 揖龍地域循環型社会形成推進地域計画から設定			
家庭不用品年間交換件数	件	91	106
令和8年度目標値の設定理由 現状値を基に増加を見込んで設定			

関連する計画

- 第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度)
- たつの市ごみ処理基本計画(平成25年度～令和4年度)
- 揖龍地域循環型社会形成推進地域計画(令和4年度～令和10年度)

施策 | 4 地球環境の保全

基本方針

身近な地域の環境を守ることが、地球全

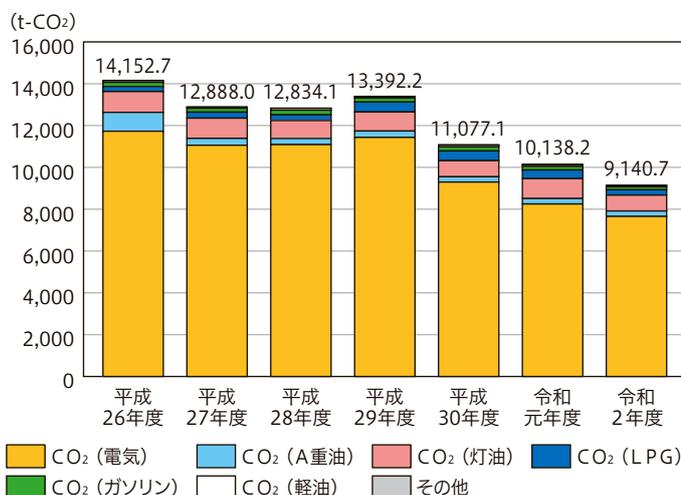
体の環境を守ることにつながるという考えに立ち、市民・事業者・行政が一体となり、水や空気がきれいな安全で快適な生活環境や、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、脱炭素社会の実現を目指します。



これまでの取組

- 将来を担う子どもたちに地球環境の保全の大切さや再生可能エネルギーの必要性を理解してもらうため、環境学習等を行っています。
- 公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、自動車騒音等の調査及び測定を行っています。
- 地球温暖化防止に寄与するため、住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置費用の一部を助成し、市民等による再生可能エネルギー利用を推進しました。

【温室効果ガス排出量の推移】



これからの課題

- 今後も脱炭素社会実現のため、省エネルギー化の推進、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換を進め、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す施策展開を図る必要があります。
- 引き続き、環境学習等を行うとともに、市民一人ひとりの環境保全意識をより一層高揚させる必要があります。
- 公害発生を未然防止のため、引き続き、監視活動や啓発活動に取り組む必要があります。

施策の内容

(1) 地球温暖化防止活動の推進

【担当課：環境課】

- 市民・事業者・行政が一体となってエネルギー使用の合理化に取り組むことにより、省エネ型設備機器の普及促進や省資源、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- たつの市地球温暖化防止活動推進員連絡協議会と連携し、より市民に身近な立場から、地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりについての啓発活動を推進します。
- 電気自動車（EV、PHV）等の更なる普及に必要な充電インフラの整備を促進し、温室効果ガスの排出抑制と大気汚染の低減を目指します。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

【担当課：環境課、社会教育課】

- 市民や事業者への啓発活動等を通じ、再生可能エネルギーについての意識の醸成を図ります。
- 「こどもサイエンスひろば」において、風力・太陽光発電等の展示・実験を行い、将来を担う子どもたちに再生可能エネルギーへの理解を促します。

(3) 環境保全意識の高揚

【担当課：環境課】

- 市内の小学生で構成するたつのこどもエコクラブにおいて、里山探索・水生生物調査などの活動により、自然を大切に思う心や、地球温暖化などの環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の環を広げることを目指します。
- 環境保全活動に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報誌等により環境保全意識の高揚に努めます。
- 太陽光発電施設と地域との調整を図り、良好な環境と安全な市民生活の確保に努めます。

(4) 公害防止体制の推進

【担当課：環境課】

- 公害の発生を未然に防止するため、環境汚染等の調査及び測定を行い、兵庫県、警察等の関係機関と連携し、監視や指導、啓発活動を行います。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 必要以上にエネルギーを使用する生活を改めるほか、環境にやさしい製品の購入等、省エネルギー型のライフスタイルを心掛けましょう。
- ▶ 不法焼却、不法投棄など環境破壊につながる迷惑行為を止めましょう。
- ▶ 川や海に汚れた水を流さないようにしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 省エネ機器や再生可能エネルギー利用設備の導入を推進するなど、環境に配慮した脱炭素社会実現に向けた事業活動に努めましょう。
- ▶ 事業活動から生じる排出ガス、排水、廃棄物は、適正に処理しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
電気自動車用急速充電器設置箇所数	箇所	3	6
令和8年度目標値の設定理由 車の航続距離を基に設定			
温室効果ガス削減率 (基準年度：平成25年度)	%	36.7	40.0
令和8年度目標値の設定理由 第3次たつの市地球温暖化対策実行計画から設定			

関連する計画

- 第2次たつの市環境基本計画(平成30年度～令和9年度)
- 第3次たつの市地球温暖化対策実行計画(令和元年度～令和5年度)



■たつのこどもエコクラブ活動(里山体験)

第3節 良質な住環境を整備する

施策 | 5 住宅の供給

基本方針

市営住宅は、需要に応じた適切な戸数の供給を行うとともに、老朽化した住宅の計画的な改修や建替を行うことでだれもが安心して生活することができる住宅の供給に努めます。また、住宅取得支援制度の活用などにより、個人住宅の取得を促進するとともに、空き家の適正管理や民間住宅の耐震性向上など安全性の確保を支援します。



これまでの取組

- 市営住宅の老朽化に対応するため、「たつの市住宅マスタープラン」及び「市営住宅長寿命化計画」に基づき改修や建替を進めています。
- 転入者定住促進住宅取得奨励金及び若者定住促進住宅取得奨励金制度を実施しており、子育て世代の転入超過及び定住化に一定の成果が表れています。
- 優良な宅地の供給を推進するとともに、空き家については、空き家相談センターを開設し、利活用を推進しています。

【地域別市営住宅管理数(令和3年4月1日現在)】

単位：戸

地域別	住宅総数	総戸数	市営住宅						*
			木造平家建	木造2階建	準耐火構造2階建	耐火構造2階建	中層耐火構造3階建	中層耐火構造4階建	
龍野地域	8	386	18	—	—	20	12	336	—
新宮地域	17	244	59	—	47	—	129	—	9
揖保川地域	3	44	—	—	24	20	—	—	—
御津地域	3	60	—	—	18	—	36	—	6
合計	31	734	77	—	89	40	177	336	15

*特定公共賃貸住宅

これからの課題

- 市営住宅の改修については、今後も計画的に事業を進めていく必要があります。
- 住宅の耐震化率向上のため、耐震化に関する意識啓発や情報提供等の更なる充実を図り、簡易耐震診断^{*}、耐震改修工事費等の助成制度を継続する必要があります。
- 適切な管理が行われていない空き家が増加し、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、その解消に努める必要があります。



■空き家相談センター

施策の内容

(1) 公営住宅の整備

【担当課：都市計画課】

- 既存の市営住宅の長寿命化と老朽化した住宅の改修・建替を計画的に行い、需給バランスのとれた効率的な維持管理に努めます。

^{*}簡易耐震診断：国・県・市が進める防災事業の一つで、昭和56年(1981年)5月以前着工の住宅を対象に、所有者の申請に基づいて診断

(2) 住宅取得の支援 【担当課:都市計画課、まちづくり推進課】

- 定住促進住宅取得奨励金制度を実施し、転入者や若年層の住宅取得を支援することにより、移住・定住を促進します。
- 民間開発事業を適正に指導することにより、良好な居住環境の整備を推進します。

(3) 空き家対策の推進 【担当課:まちづくり推進】

- 空き家相談センターでの相談や空き家バンク[※]への登録を促し、空き家の利活用を推進します。
- 管理不全状態の空き家等及び特定空家等に対する措置等を実施し、空き家の適正管理を促進します。

(4) 耐震化の支援 【担当課:建築課】

- 民間住宅の所有者に対して耐震化の必要性を啓発し、防災意識の高揚に努めます。
- 災害に強く安心して生活できる民間住宅とするため、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援します。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 住宅の所有者は、適切な維持管理及び地震防災対策に努めましょう。
- ▶ 空き家の所有者等は、適正管理に努めるとともに、管理不全状態の空き家等については、その解消を図りましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 建築物の耐震化について普及啓発活動を行うとともに、相談会の実施や耐震診断・改修等、安全性の向上に関する取組に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
定住促進住宅取得奨励金を活用した住宅取得総数(累計)	戸	1,596	2,976
令和8年度目標値の設定理由 毎年度230戸の取得を目標に設定			
住宅の耐震化率	%	76.1	81.6
令和8年度目標値の設定理由 たつの市耐震改修促進計画から設定			
管理不全状態の空き家等・特定空家等の件数	件	60	108
令和8年度目標値の設定理由 たつの市空き家等対策計画から設定			

関連する計画

- たつの市住宅マスタープラン(平成25年度～令和4年度)
- 市営住宅長寿命化計画(平成25年度～令和4年度)
- たつの市空き家等対策計画(令和4年度～令和8年度)
- たつの市耐震改修促進計画(平成28年度～令和7年度)

※空き家バンク: 空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家の利活用を希望する人に紹介する制度

第3節 良質な住環境を整備する

施策 | 6 都市公園の整備と活用

基本方針

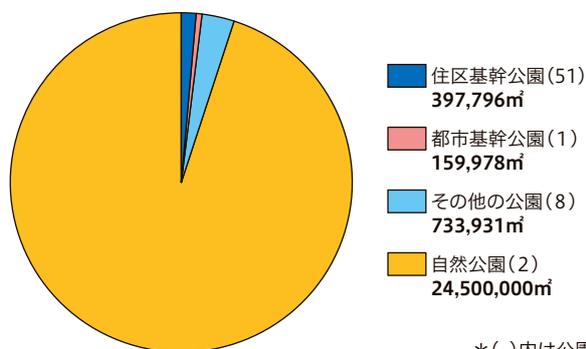
多様化した市民のニーズに応えるため、スポーツや健康増進の場、歴史文化を学べる場として、また災害時の一時避難所となるよう、都市公園の計画的な整備に努めます。また、自然緑地や歴史文化施設などと連結する緑のネットワークの形成を図ります。



これまでの取組

- 市民の憩いと安らぎの場として、市内 60 か所の都市公園を整備しており、そのうち、住宅地に配置している街区公園[※]は 46 か所あります。
- 都市公園の機能を維持するため、自治会と協働により清掃や除草等を行うとともに、遊戯施設などの公園施設の点検、維持修繕を行っています。

【都市公園・自然公園面積(令和3年4月1日現在)】



*()内は公園数

これからの課題

- 子どもから高齢者まですべての人が気軽に利用できるよう、「たつの市みどりの基本計画」の基本方針に基づき都市公園の整備や維持管理、公園施設の更新を適切に行い、充実を図っていく必要があります。
- 災害時の一時避難所として活用できるよう、防災機能を備えた公園の整備を進める必要があります。



■神部黍田公園



■都市公園のインクルーシブ化(イメージ)

※街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250 m の範囲内で1か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

施策の内容

(1) 住区基幹公園の整備と活用

【担当課：都市計画課】

- 街区公園、近隣公園[※]、地区公園[※]などの住区基幹公園[※]を計画的に整備し、市民が自然にふれあえるコミュニティの場として活用します。
- インクルーシブ[※]化やバリアフリー[※]化等による施設の充実によって、すべての人が利用しやすい都市公園となるよう整備するとともに、市民との協働により適切な管理運営に努めます。

(2) 都市基幹公園等の整備と活用

【担当課：都市計画課】

- 地域が有する自然や歴史、暮らしなどの特性を十分に生かした質の高い都市基幹公園[※]等の整備を図ります。
- 龍野公園など年間を通して市内外から多くの人を訪れる公園の適切な維持管理及び特色ある公園づくりに努めます。
- インクルーシブ化やバリアフリー化等による施設の充実によって、すべての人が利用しやすい都市公園となるよう整備するとともに、市民との協働により適切な管理運営に努めます。

(3) 防災に配慮した公園の整備と活用

【担当課：都市計画課】

- 災害時の一時避難所として活用できるよう、市街地における公園配置のバランスを取りながら、整備を行います。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 公園の維持管理活動への参加等、地域の公園としての意識を持ちましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 公園の維持管理活動を行いましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	17	20
令和8年度目標値の設定理由 たつの市みどりの基本計画から設定			

関連する計画

○たつの市みどりの基本計画(令和3年度～令和13年度)

※近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置する。

※地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1か所当たり面積4haを標準として配置する。

※住区基幹公園：徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類であり、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。

※インクルーシブ：「包括的な」「包み込む」という意味の英語。特に福祉分野においては、「差別や区別なく、すべての人が対象となる」といった意味で使用される。

※バリアフリー：障害のある人や高齢により身体機能が低下した人の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関する障害(バリア)を取り除いていくこと。

※都市基幹公園：1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園分類であり、総合公園・運動公園などがある。

施策 | 7 地域特性を生かした土地利用の推進

基本方針



市民が誇りと愛着を持って住み続けられるよう、優れた自然環境を保全しつつ、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを目指します。また、コンパクトで持続可能なまちづくりに向け、中心市街地及び各都市交流拠点に居住地や都市機能を誘導し、駅やインターチェンジ周辺、幹線道路沿道等の交通利便性を生かした計画的な土地利用の推進を図ります。

これまでの取組

- 市街化調整区域では特別指定区域制度^{*}や地区計画制度^{*}を活用し、市民主体のまちづくりを推進しています。
- 市街化区域内では、宅地開発業者による優良な宅地供給が継続して行われており、住宅地の形成がなされています。
- JR姫新線本竜野駅、播磨新宮駅では、自由通路、橋上駅舎、駅へのアクセス道路、駅前広場等が整備され、JR姫新線東鯨崎駅においても駅へのアクセス道路、駅前広場が整備されました。また、JR山陽本線竜野駅においては、駅構内のバリアフリー化が完了しています。
- 第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、市街化区域内の地籍調査を実施しています。

これからの課題

- 「たつの市都市計画マスタープラン」に基づき、それぞれの地域特性を生かしつつ、各地域の市街化区域を中心としたまちづくりを推進するため、今後も計画的な土地利用の誘導を進める必要があります。
- 人口減少、少子高齢化社会に対応するためには、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。

施策の内容

(1) 地域の特性にあった土地利用の推進

【担当課：都市計画課】

- 地域の歴史や文化を生かした土地利用を図るとともに、都市計画に関する制度等の情報提供により、市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう支援します。
- 「たつの市立地適正化計画」に基づき、住宅や生活利便施設等の立地誘導を図り、公共交通ネットワークと連携した多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。
- 市街化調整区域においては、特別指定区域制度や地区計画制度等を活用し、定住の促進と地域産業の活性化を図ります。

^{*}特別指定区域制度：市街化調整区域において、市や地域のまちづくり団体が住民と協働して地域の問題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、市からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定し、建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していく制度

^{*}地区計画制度：良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

(2) 計画的な既成市街地の整備

【担当課:都市計画課】

- 市街地の整備による優良な宅地の供給を実施します。
- 既成市街地*においては、民間開発事業に対し開発事業指導要綱等に沿って、道路等の改善や防災機能の向上を図り、快適な居住空間の形成に努めます。

(3) 駅周辺の整備

【担当課:都市計画課】

- JR山陽本線竜野駅を中心とした拠点形成に向けて地域住民と協働で検討を進め、アクセス道路等の整備や自由通路のバリアフリー化など、利便性が高く魅力のある拠点づくりを目指します。

(4) 地籍調査の推進

【担当課:用地課】

- 土地取引及び公共事業推進の円滑化や災害復旧の迅速化等を図るため、地域住民の協力を得て地籍調査を進めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶市民主体のまちづくりに積極的に参画しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶地域環境や地域住民に配慮した土地利用を行きましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
駅周辺環境に対する満足度	%	52	60
令和8年度目標値の設定理由 アンケート調査から設定			
地籍調査事業の進捗率(市街化区域対象)	%	39.8	51.1
令和8年度目標値の設定理由 第7次国土調査事業十箇年計画から設定			

関連する計画

- たつの市都市計画マスタープラン(平成27年度～令和13年度)
- たつの市土地利用計画(令和3年度～令和13年度)
- たつの市立地適正化計画(平成29年度～令和22年度)
- 竜野駅周辺地区都市再生整備計画(令和4年度～令和7年度)

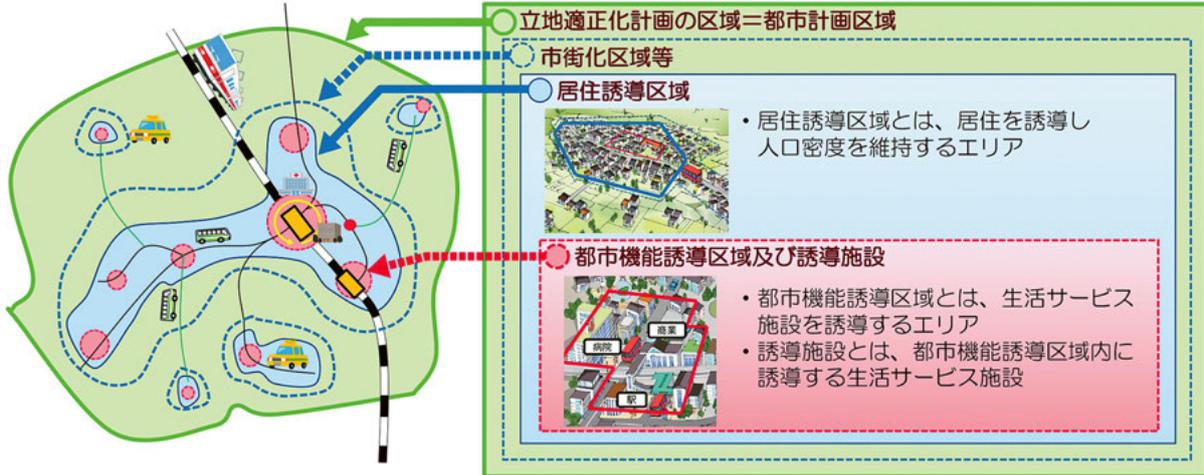
*既成市街地:都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が一定密度以上存在するなどして、市街地が形成されている地域

■立地適正化計画のイメージ

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

◆コンパクトシティ

住まいから医療・福祉・商業などの生活利便施設まで歩いて行けるコンパクトなまち



◆ネットワーク

鉄道やバス、デマンド交通等により、拠点間を公共交通ネットワークで結ぶこと

【都市計画区域・用途地域の指定状況(令和3年4月1日現在)】

区分				面積 (ha)	割合 (%)
総数				21,087	100.0
中播都市計画区域 (14,452ha)	市街化区域 (1,184ha)	住居系	第一種低層住居専用地域	82	0.4
			第二種低層住居専用地域	—	—
			第一種中高層住居専用地域	74	0.3
			第二種中高層住居専用地域	270	1.3
			第一種住居地域	270	1.3
			第二種住居地域	54	0.3
			準住居地域	11	0.1
	商業系	近隣商業地域	49	0.2	
		商業地域	26	0.1	
	工業系	準工業地域	58	0.3	
		工業地域	202	0.9	
工業専用地域		88	0.4		
市街化調整区域				13,268	62.9
西播磨高原 都市計画区域 (非線引き) (1,585ha)	用途地域の 指定のある 区域 (445ha)	住居系	第一種低層住居専用地域	69	0.3
			第一種中高層住居専用地域	82	0.4
		工業系	準工業地域	146	0.7
			工業地域	148	0.7
	用途地域の指定のない区域				1,140
都市計画区域外				5,050	24.0



■ JR山陽本線竜野駅周辺(イメージ)



■ JR姫新線東菟崎駅周辺

施策 | 8 上下水道施設の整備

基本方針

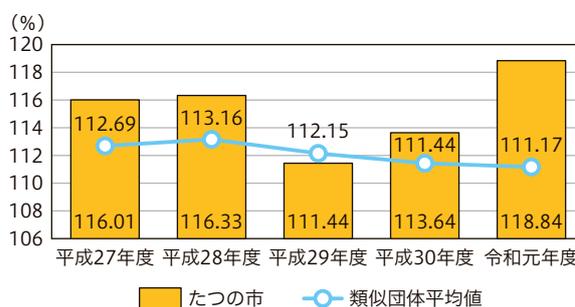
上下水道事業ともに、既存施設の統廃合等適切な規模への転換を図り、設備更新の着実な実施と効率的な維持管理により、良質なサービス提供の維持に努めます。



これまでの取組

- 水道事業について、標準型アセットマネジメント*に基づき、管路の更新を行っています。
- 下水道事業について、公営企業会計を適用し、独立採算による安定的な経営を目指して、下水道使用料を改定しました。
- 劣化が著しい下水道施設の改築や更新等を行っています。

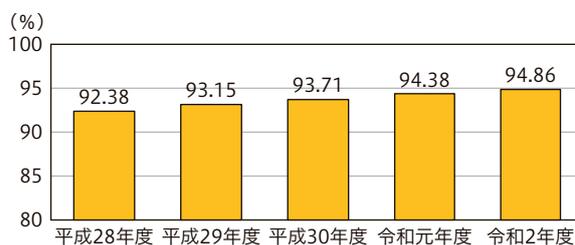
【水道事業の経常収支比率】



これからの課題

- 今後も施設の改築や更新等で多額の費用を要する上に、人口減少等の影響により収益減少が見込まれますが、これらの状況に対応した持続可能な事業運営を行っていく必要があります。
- 水道事業について、将来の水需要に適応した送配水システムを検討し、施設の更新及び耐震化を効率的に進めるため、より詳細なアセットマネジメントを実施していく必要があります。
- 下水道使用料の改定後も経費回収率が低い状況は変わらず、使用料を改定する必要があります。
- 下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、統廃合等も見据えながら耐用年数を経過した施設の順次更新を進める必要があります。
- 過去に浸水被害が生じた地区において、雨水幹線や雨水路整備等の浸水対策を行っていく必要があります。

【水洗化率】



施策の内容

(1) 上水の安定供給と水質の改善

【担当課：上水道課】

- 災害に備え、老朽化対策や耐震化を進めるとともに、施設の改良及び統廃合を検討し、より一層の安定供給に努めます。
- 市内管路の漏水調査を進め、有収率の向上を図ります。
- 西播磨水道企業団及び播磨高原広域事務組合との協力体制の強化など、近隣事業体との広域的な連携を進めます。
- 原水の水質状況に応じた浄水処理を行い、国が定める水質基準の維持はもちろん、将来にわたって「安全でおいしい水」を供給するための取組を続けます。

*アセットマネジメント：持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動

(2) 下水道事業の推進

【担当課：下水道管理課、下水道施設課】

- 水洗化の啓発等により未接続家屋を解消し、生活環境の向上に努めます。
- 持続可能な事業運営を行うため、農業集落排水施設の統廃合等を推進するとともに、効率的な施設整備や段階的な使用料の見直しを行います。
- 台風や記録的豪雨等による浸水被害の軽減を図り、安全・安心な市民生活を確保するため浸水対策事業を計画的に実施します。

(3) 前処理場の維持管理

【担当課：下水道管理課、下水道施設課】

- 「たつの市下水道ストックマネジメント[※]計画」に基づき、計画的な老朽化施設の改築を行うとともに、脱臭設備の整備を進め、環境の改善を図ります。
- 安定した前処理場運営を目指し、原因者負担の原則に基づく使用料の確保及び維持管理費の縮減に努めるとともに、国・県からの恒久的な財源支援に向け要望を続けます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 日常生活において節水に取り組みましょう。
- ▶ 漏水に注意し、早期発見・早期修理に努めましょう。
- ▶ 配管や器具の適切な維持管理に努めましょう。
- ▶ 下水道に異物・油脂分等を流さないようにしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 事業所内にある水道施設を適切に管理しましょう。
- ▶ グリーストラップ[※]等の除害施設の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
有収率(上水道)	%	89.5	91.0
令和8年度目標値の設定理由 全国平均値より高い水準を目指して設定			
水洗化率(処理区域内人口に対する水洗化人口の割合)	%	94.9	96.0
令和8年度目標値の設定理由 現状値の約1%増を目標に設定			

関連する計画

- たつの市水道ビジョン(令和元年度～令和10年度)
- たつの市生活排水処理計画(令和3年度～令和9年度)
- たつの市流域関連公共下水道事業計画(令和3年度～令和9年度)
- たつの市公共下水道事業計画(令和3年度～令和9年度)
- たつの市下水道ストックマネジメント計画(平成30年度～令和4年度)

※ストックマネジメント：下水道ストック(施設)の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築更新など計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。

※グリーストラップ：排水中の油脂分を分離・貯留して油脂を排水管や下水管に直接流さないようにする装置

施策 | 9 幹線道路網の整備

基本方針

国、県及び関係市町と協力して、広域的な道路ネットワークの強化・主要幹線道路の交通処理機能の強化を図り、だれもが安心・安全・快適に利用することのできる道路の整備を推進します。



これまでの取組

- 揖龍南北幹線道路のうち、国道2号から国道250号に至る（主）網干たつの線、龍野揖保川御津線の開通により、たつの市の中心市街地と播磨臨海部がより近くなりました。
- 龍野地域の慢性的な渋滞の緩和を目的として、補助幹線道路整備（市道上沖大道線、市道広山高駄線）により、国道179号や市道小宅揖西線に集中する車両の分散化を図っています。

これからの課題

- JR姫新線大鳥踏切以北については、広域的な道路ネットワークの強化・充実を図るため、関係機関と連携し事業を推進する必要があります。
- 通勤・通学の時間帯においては、依然として渋滞が発生しており、市民生活の利便性や安全面・防災面の向上を図るため、道路整備を推進する必要があります。



■ 令和跨線橋



施策の内容

(1) 揖龍南北幹線道路の整備

【担当課：建設課】

- JR姫新線大鳥踏切以北の事業推進に努めるとともに、早期の全線開通を目指します。

(2) 東西幹線道路の渋滞緩和

【担当課：建設課】

- 龍野地域の慢性的な渋滞緩和のため、交差点改良事業（市道小宅揖西線）の推進及び東西幹線道路の検討を行います。

(3) 広域幹線道路の整備

【担当課：建設課】

- 西播磨の広域防災拠点となる播磨科学公園都市への幹線道路の整備を関係市町と協力して促進し、広域道路ネットワークの形成を行います。（揖龍南北幹線道路、（主）宍粟新宮線、はりま・ふれあいロード、（一）岩見揖保川線、（主）相生宍粟線）

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと

- ▶ 道路整備に関する話し合いに積極的に参加し、整備に協力しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 事業所周辺の道路や歩道の整備に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
幹線道路の整備率	%	47.5	86.1

令和8年度目標値の設定理由 道路整備の目標により設定



■ 揖龍南北幹線道路（JR姫新線大鳥踏切）

第4節 安全便利な交通環境を整える

施策 | 10 安全で快適な道路環境の整備

基本方針

生活圏を視野に入れた重点的かつ効率的な地域内道路の整備を進めるとともに、道路ストックの適切な維持管理による健全性の確保・長寿命化を図り、施設更新経費の縮減に取り組みます。

また、すべての人にやさしい道路環境の整備を図り、交通の安全を確保します。



これまでの取組

- 狭い道路の拡幅や、道路排水の整備により安全で快適な道路環境を創出しています。

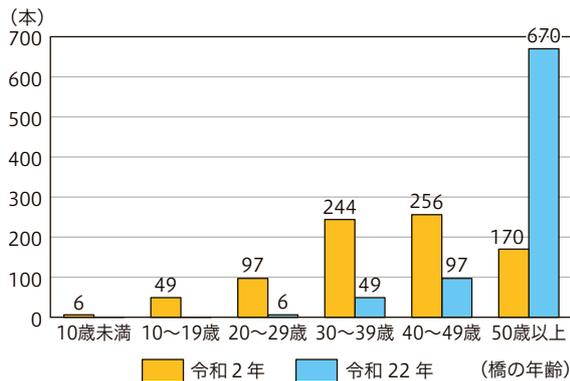
これからの課題

- 地域の実情を踏まえ、引き続き道路整備の推進を図る必要があります。
- 橋りょうなどの道路施設の老朽化が進んでいることから、交通の安全性を確保し、継続的に使用するため、計画的かつ効率的な点検、修繕による健全性を確保する必要があります。

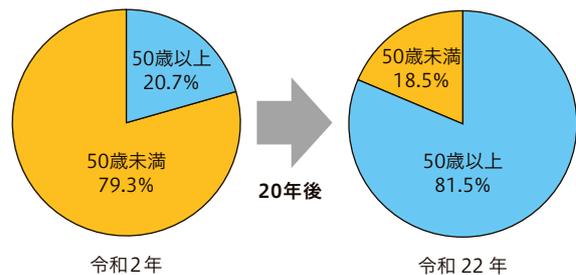


■ 橋りょう点検

【たつの市が管理する橋りょうの年齢】



【高齢化橋りょうの分布の変化】



施策の内容

(1) 地域内道路の整備

【担当課：建設課】

- 市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な生活を確保するため、地域内道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。
- 市民との協働により、生活に密接に関わる道路・排水路の美化活動や整備に取り組みます。

(2) 地域間連絡道路の整備

【担当課：建設課】

- 幹線道路を補完する役割を持った地域間連絡道路を整備することにより、災害に強い道路ネットワークを構築します。

(3) 道路・橋りょうインフラの長寿命化

【担当課：建設課】

- 橋りょうなど老朽化が進む道路施設について、計画的な点検や補修など適切な維持管理を行うことで、長寿命化に取り組みます。
- 道路構造物等の点検及び修繕について、ドローンなどの新技術の活用を検討し、効率化や費用削減に努めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 道路や側溝の清掃など身近な道路の愛護に努めましょう。
- ▶ 道路の穴や陥没等危険を及ぼすような箇所を見かけたら速やかに道路管理者に連絡しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 道路清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
道路ストックの長寿命化達成率	%	26.0	51.9
令和8年度目標値の設定理由 道路橋長寿命化修繕計画から設定			

関連する計画

- 道路橋長寿命化修繕計画(平成27年度～)
- トンネル長寿命化修繕計画(平成30年度～)

施策 | 11 公共交通の充実

基本方針

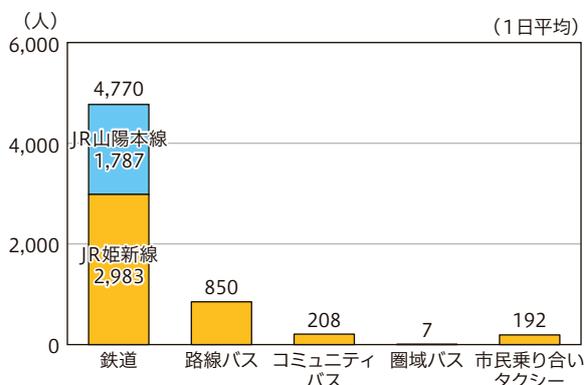
鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築し、マイカーへの依存から脱却した持続可能な地域旅客運送サービスの確保・維持・改善と利用促進を図り、まちづくり・福祉・観光と一体となった公共交通環境を整備します。



これまでの取組

- 路線バスの運行本数の維持確保を図るため、国・県と協調して運行助成を行っています。
- コミュニティバスの利便性の向上を図るため、利用状況やアンケート調査の結果を基に、運行内容の見直しを行っています。
- 市民乗り合いタクシー（デマンド交通）の運行により公共交通空白地域を解消しています。
- 総合時刻表の発行により市内の交通機関及びダイヤを周知するなど、利用者の利便性向上に努めています。

【公共交通利用者数（令和2年度）】



これからの課題

- JR姫新線の年間乗車人数 300 万人を目標として、乗車人数の増加とマイレール意識の醸成に主眼を置いた事業を展開する必要があります。
- JR姫新線の通勤・通学時間帯の混雑解消や播磨新宮駅より西の駅へのICカード対応改札機の設置による利便性と快適性の向上を図る必要があります。
- JR山陽本線の運行本数の増加による利便性の向上を図る必要があります。
- 市民のニーズを見極め、新たなモビリティ^{*}技術の導入に取り組む必要があります。

施策の内容

（1）JR姫新線利用促進活動の展開

【担当課：まちづくり推進課】

- JR姫新線の利便性・速達性の優位性を沿線地域内外に広報し、地域の基幹公共交通として維持できるよう利用促進及び沿線地域の活性化に取り組みます。
- 姫新線利用促進・活性化同盟会等を通じ、運行車両の増結やICカード対応改札機の設置について要望活動を実施するとともに、年間 300 万人の乗車を維持していくため、沿線住民にJR姫新線の重要性への理解促進とマイレール意識の醸成を図ります。

*モビリティ：「可動性」「移動性」などを意味し、乗り物など人の移動に関する用語

(2) JR山陽本線の利便性の向上

【担当課:まちづくり推進課】

- 駅周辺整備の実施に伴い、運行本数の増加等利便性の向上について、沿線市町で構成する山陽本線沿線市町連絡会や西播磨市町長会を通じ、要望活動を実施します。

(3) 路線バスの確保

【担当課:まちづくり推進課】

- 路線の維持確保に努めるとともに、公共性の高い路線は、国・県と協調して運行助成を行います。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏域内外の円滑な移動を確保するため、光都バスセンターを中心とした多様なモード^{*}間の交通結節点を整備し、乗り継ぎ情報の発信を行います。

(4) 地域公共交通の改編

【担当課:まちづくり推進課】

- 「たつの市地域公共交通計画」を策定し、安心・安全・快適にだれもが移動しやすい地域公共交通ネットワークの実現に取り組みます。
- コミュニティバスは、沿線環境の変化に応じて運行内容の見直しを行い、更なる利便性の向上を目指します。
- 市民乗り合いタクシーを運行し、市民の交通需要にきめ細かく対応します。
- 鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が連携した総合的な交通体系を維持しつつ、利便性の向上と効率的な運行を図るとともに、Ma a S^{*}などの新たな交通サービスの構築に取り組みます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 公共交通機関を積極的に利用し、渋滞解消やCO₂削減による環境への配慮に取り組みましょう。
- ▶ 公共交通をより身近な存在として認識し、地域の足は地域で守るという意識を持ちましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通機関の更なる利用に努めましょう。
- ▶ 交通事業者や各団体が相互に連携し、公共交通を円滑に利用できる制度や環境を整備しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公共交通利用者数(1日平均数)	人	6,027	7,026
令和8年度目標値の設定理由 たつの市地域公共交通計画から設定			

関連する計画

○たつの市地域公共交通計画(令和4年度～令和8年度)



■市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」

※モード:交通において徒歩、自転車、路線バスなどの交通手段

※Ma a S:利用者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービス

施策 | 12 防災体制の確立

基本方針

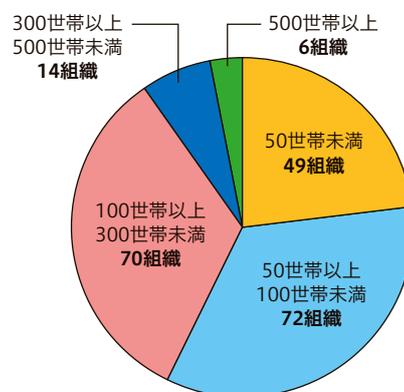
安全・安心なまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が一体となって防災体制を強化していくとともに、災害に強い基盤整備に努め、総合的な防災対策を推進します。



これまでの取組

- 自主防災組織の活動を助成し、地域の防災力の向上に努めており、災害時における避難行動要支援者個別支援計画の作成や計画に基づいた避難訓練の実施を支援しています。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症に対応した避難所運営を行うため、屋内用テント、間仕切りや消毒用アルコールなどの防災備品を備蓄しています。
- 現実に即した実効性のある計画となるよう、「たつの市地域防災計画」の改訂を行っています。

【自主防災組織の状況(令和3年4月1日現在)】



これからの課題

- 防災行政無線やたつの防災防犯ネットなどの多様な情報発信システムを活用し、早い段階から市民に災害情報を伝達していますが、災害時に避難行動をとることができる市民は少数であり、平時から訓練を実施していく必要があります。
- 大規模災害に対応できるよう、防災関係機関等と災害時相互応援協定を締結するなど、連携強化が重要です。
- 災害時における避難所での感染症対策と併せて、在宅避難や分散避難など感染リスクを踏まえた避難についての検討を呼びかける必要があります。

施策の内容

(1) 情報伝達体制の充実

【担当課:危機管理課】

- 防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム(Jアラート)^{*}の適切な管理運用を行い、災害発生時または発生のおそれがあるとき、市民に迅速かつ正確に情報の伝達ができる体制の確立に努めます。
- 外出中や放送が聞こえにくい市民に対し、防災行政無線の放送内容が確認できる電話応答サービス、気象情報や避難情報などをスマートフォン等で受信できる「ひょうご防災ネット」の普及を図り、多様なメディアによる情報伝達に努めるとともに、防災行政無線の効果的な運用について検討します。

^{*}全国瞬時警報システム(Jアラート):津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国から情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を直接、そして瞬時に伝達するシステム

^{*}マイ・タイムライン:台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助となる住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)

^{*}マイ避難カード:災害の危険が迫っている時に、「いつ」「どこに」「どのように」避難するかをあらかじめ自分で確認、点検し、書き記しておき、自宅内の普段から目につく場所に掲出しておくなど、いざという時の避難行動に役立てるためのカード

(2) 避難対策の充実

【担当課：危機管理課】

- 地域住民に対し、南海トラフ地震や山崎断層帯地震、ゲリラ豪雨による水害や土砂災害などの災害時における避難所・避難経路・危険箇所等を周知徹底するため、様々な災害に対応した防災訓練や防災マップを活用した出前講座の実施を更に促進します。
- 災害時の在宅避難や分散避難など多様な避難を周知するとともに、マイ・タイムライン[※]やマイ避難カード[※]の普及に努めます。
- 避難所案内標識等の充実や早めの避難情報発表により、市民や観光客等の自主的な避難行動を促進します。
- 避難所となる公共施設の耐震化など安全性の確保を図ります。災害が長期化するおそれがある場合、福祉避難所を開設し、高齢者・障害者その他の特に配慮を要する人等が安全に避難生活を送れる場所の確保に努めます。
- 兵庫県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を参考に、感染症等に対応した避難所運営を円滑に行えるよう、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備などの備えを着実に進めます。
- 揖保川水系の最大規模の降雨による浸水を想定し、国・県、市内事業所等と連携し避難所及び避難経路等の確保に努めます。

(3) 自主防災組織の育成

【担当課：危機管理課】

- 地域に根差し、重要な防災機能を担う自主防災組織の育成を支援するとともに、地域防災の要となるべき人材育成に取り組み、組織の活性化を図ります。
- 自主防災組織による地区防災計画の作成を支援するとともに、福祉部局と連携し、災害時における避難行動要支援者の避難行動が円滑に行えるよう個別支援計画の作成を支援します。
- 地域の実情に即した防災訓練を実施し、自主防災組織に対する活動助成、消防器具助成、AED（自動体外式除細動器）設置助成を引き続き行い、地域防災力の向上に努めます。

(4) 広域連携体制の充実

【担当課：危機管理課】

- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏及び播磨圏域連携中枢都市圏の圏域市町をはじめ、市域・県域を越えた市町との広域的な相互応援体制を充実させ、大規模災害に対応した防災体制を推進するとともに、危険物・放射性物質等の災害に備え、専門機関との連携を強化し、即応体制の確立を図ります。
- 大規模災害が発生した際、近隣市町をはじめ県及び県外関係機関からの災害支援を円滑に受入れるための「たつの市災害時受援計画」に基づき、社会福祉協議会等と連携し受入体制の確立に努めます。

(5) 危機管理体制の整備

【担当課：危機管理課】

- 「たつの市地域防災計画」について、国、県の動向を注視して随時見直しを行うとともに、民間事業者等との応援協定締結を推進し、防災対策の充実を図ります。
- 「たつの市防災会議」において、女性委員の割合を高めるなど、女性の視点を加えた防災対応の強化を図ります。



■ 避難所設営訓練



■ 兵庫県・西播磨合同防災訓練

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶日頃から防災マップにより災害時の避難場所や避難経路を確認するとともに、家庭での食料や飲料水などの備蓄に努め、非常持出品をすぐ取り出せる場所に保管するなど、防災意識を高めましょう。
- ▶地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ▶避難情報が発せられた時に、速やかに避難行動がとれるよう常に心掛けましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶防災活動に参加し、災害発生時には、救助・救援活動等、地域で助け合いましょう。
- ▶防災対策として、業務継続計画の策定について検討しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
災害協定締結民間事業者数(累計)	件	35	47
令和8年度目標値の設定理由 現状値から毎年度2件の増加を目標に設定			
家屋被害認定士数	人	31	43
令和8年度目標値の設定理由 現状値から毎年度2名の増員を目標に設定			
ひょうご防災リーダーフォローアップ講座年間受講者数	人	41*	45
令和8年度目標値の設定理由 市内在住のひょうご防災リーダー数を基に設定			

*令和元年度実績

関連する計画

- たつの市国土強靱化計画(令和4年度～令和8年度)
- たつの市地域防災計画(平成26年度～)

- たつの市水防計画(平成26年度～)
- たつの市災害時受援計画(令和2年度～)

【山崎断層帯地震被害想定(本市の被害想定)】

被害状況	種別	最大震度		震度7		
		被害	発災時刻別の被害			
			冬5時	夏12時	冬18時	
原因別建物全壊棟数(棟)	揺れ	2,868				
	液状化	186				
	火災(焼失棟数)		2	3	5	
	土砂災害	230				
原因別建物半壊棟数(棟)	揺れ	7,220				
	液状化	—				
	土砂災害	537				
原因別死者数(人)	建物倒壊		181	63	129	
	火災(焼失棟数)		1	1	1	
	土砂災害	16				
	道路被害	1				
	鉄道被害	5				
原因別負傷者数(人)	建物倒壊		802	295	581	
	火災	—				
	土砂災害	20				
	道路被害	20				
	鉄道被害	10				
原因別重傷者数(人) (負傷者数の内数)	建物倒壊		92	34	67	
	火災	—				
	土砂災害	—				
	道路被害	2				
	鉄道被害	4				

被害状況	種別	最大震度		震度7		
		被害	発災時刻別の被害			
			冬5時	夏12時	冬18時	
建物被害による避難者数(人)		9,942				
断水による避難者数(人)	1日後	14,503				
	4日後	11,334				
	1か月後	7,519				
帰宅困難者数(人)	当日	17,019				
断水人口(人)	1日後	49,429				
下水道支障人口(人)	1日後	9,653				
停電(軒)	1日後	10,835				
通信支障回線(回線)	1日後	7,174				
ガス供給停止(戸)	1日後	100				

【南海トラフ地震・津波被害想定(本市の被害想定)】

外力情報					被害情報					
震度別面積率(%)	震度7	0.0	震度5強	57.3	被害状況	種別	発災時刻			
	震度6強	1.1	震度5弱以下	20.2			冬5時	夏12時	冬18時	
	震度6弱	21.4								
最大津波水位(T.P.(m))					2.3	原因別建物全壊棟数(棟)	計	483	482	484
1m津波の到達時刻(分後)					120		揺れ	251	251	251
浸水面積(ha)			1m以上	109	液状化		19	19	19	
	5m以上	0	0.3m以上	207	火災		1	0	2	
	3m以上	微少	0.3m未満	52	土砂災害		16	16	16	
					津波	196	196	196		
					原因別建物半壊棟数(棟)	計	3,169	3,169	3,168	
						揺れ	1,887	1,887	1,886	
						液状化	594	594	594	
						土砂災害	37	37	37	
						津波	651	651	651	
					原因別死者数(人)	計	234	195	211	
						揺れ	13	8	11	
						(うち屋内収容物落下等)	(0)	(0)	(0)	
						火災	0	0	0	
						土砂災害	1	1	1	
						津波	220	186	199	
						ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0	
						交通(道路)	0	0	0	
					原因別負傷者数(人)	計	637	450	508	
						揺れ	367	270	295	
						(うち屋内収容物落下等)	(9)	(5)	(7)	
						土砂災害	2	1	1	
						津波	267	178	210	
						ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1	
						交通(道路)	1	1	1	
					原因別重傷者数(人)(負傷者数の内数)	計	112	82	90	
						揺れ	20	21	18	
						(うち屋内収容物落下等)	(1)	(1)	(1)	
						土砂災害	1	0	1	
						津波	91	61	71	
						ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0	
					交通(道路)	0	0	0		
					避難者数(人)	当日	2,159	1,576	1,788	
						1日後	2,159	1,576	1,788	
						1週間後	589	655	631	
						1か月後	304	338	326	
					帰宅困難者数(人)	当日	—	3,970	2,774	
					断水人口(人)	1日後	12,512	12,512	12,512	
					下水道支障人口(人)	1日後	1,112	1,112	1,112	
					停電(軒)	1日後	87	87	87	
					通信支障回線(回線)	1日後	201	201	201	
					ガス供給停止(戸)	1日後	0	0	0	
					災害廃棄物等(千トン)	計	150～206	150～206	150～206	
						災害廃棄物	55	55	55	
						津波堆積物	95～151	95～151	95～151	



■防災訓練(救助訓練)

施策 | 13 消防・救急・救助体制の充実

基本方針

安全で安心なまちづくりを目指し、災害の初動体制及び広域応援体制の確立を図るとともに、消防署と消防団との連携強化、消防施設の充実強化に努めます。また、地域における自主的な防火・防災・救命技術を向上させ、市民と協働した消防・救急・救助体制の確立に努めます。



これまでの取組

- 複雑大規模化する災害に対応するため、平成 25 年に西播磨地域 3 市 2 町による西はりま消防組合を発足し、平成 28 年から高機能消防指令センター※を運用開始しました。指揮命令系統の一元化と効率的な部隊運用を実現し、消防力の強化と充実に努めています。
- 平成 30 年度からたつの消防署光都分署を開署し、播磨科学公園都市の区域も西はりま消防組合の管轄となり、広域消防体制の効果が発揮されています。



■光都分署に配備された新はしご車

これからの課題

- 効率的・効果的な消防業務を推進するため、更なる組合消防体制の充実を目指す必要があります。
- 高齢化により救急需要は年々増加傾向にあり、医療機関・ドクターヘリとの更なる連携強化を図る必要があります。
- 火災予防思想の普及のため、地域における実践的な訓練や研修を行うとともに、防火対象物や危険物施設への予防指導を充実し、事業所等の防火管理体制の強化を図る必要があります。
- 消防団は、地域防災の要であることから、団員の確保や知識・技術の向上に努めつつ、団施設の計画的整備を行い、消防署と連携した消防体制の確立を図る必要があります。



■消防出初式 一斉放水



■消防団合同林野火災防御訓練

※高機能消防指令センター：119 番通報及び緊急通報の受信、出動部隊の編制、出動指令、出動部隊に対する情報提供及び支援業務を行い、各種災害事案を管制する施設

施策の内容

(1) 消防署の消防力の強化

【担当課：西はりま消防組合】

- 自然災害や危険物事故等の大規模災害に対応するため、消防・救急・救助隊員の専任化による機動力の強化に努めるとともに、消防職員の高度な知識の習得と技術の向上など人材育成を推進し、消防体制の充実を図ります。
- 災害の複雑化、多様化に対応するため、消防車両及び資機材の計画的な整備を行い、更なる消防力強化に努めます。

(2) 救急・救助業務の充実

【担当課：西はりま消防組合】

- 救急救命士の養成や救急隊員の教育訓練を充実させるとともに、メディカルコントロール体制[※]の推進と医療機関・ドクターヘリ・県防災ヘリとの連携強化を図り、救命率の向上に努めます。
- 播磨姫路救急搬送システム[※]に参画し、共同運用することで医療機関と救急隊の連携を図り、円滑な救急搬送体制を確立します。
- 最新の救助資機材の整備や救助隊員の教育訓練により、救助体制を強化します。

(3) 消防団の消防力の強化

【担当課：危機管理課】

- 消防団への加入を促進し、団員の確保と組織力の強化に努めます。
- 消防団車庫、消防車両及び活動に必要な装備品の計画的整備により、活動の充実に努めます。
- 消防団員の教育訓練を充実するとともに、消防署と連携した消防体制の確立に努めます。

(4) 火災予防の推進と救命処置の普及

【担当課：西はりま消防組合】

- 防火対象物や危険物施設の査察・指導を強化し、火災予防や事故の未然防止に努めます。
- 消防訓練や救急講習等を通じて、市民の防火意識の高揚と救命技術の普及を図ります。

(5) 消防水利の充実

【担当課：危機管理課】

- 消防水利の基準に基づき、消火栓や防火水槽などを計画的に整備し、消防力の強化に努めます。

(6) 広域消防の充実

【担当課：危機管理課】

- 「消防の広域化によって、消防力を強化し、市民の生命・身体及び財産を守る役割を果たすとともに、市民サービスの向上と効率的な運営体制の確立を目指します。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶地域ぐるみで防火防災意識を育みましょう。
- ▶救急講習へ積極的に参加しましょう。
- ▶消防団に入団しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶事故防止・火災予防に努め、安全安心な職場環境をつくりましょう。
- ▶従業員等が地域の消防団員である場合、その人の団員活動に配慮しましょう。

※メディカルコントロール体制：消防機関と医療機関との連携によって、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる。②実施した救急活動の医学的判断、処理の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する。③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う。という体制
 ※播磨姫路救急搬送システム：中・西播磨地域の円滑な救急活動を支援するためのシステム。救急隊の搬送状況や、医療機関体制(病床状況・検査設備等の有無)をシステム上でリアルタイムで閲覧可能

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
消防団車両更新数(累計)	台	3	14
令和8年度目標値の設定理由 車両の更新計画から設定 (所有台数48台のうち14台を更新)			
住宅用火災警報器設置率	%	47	70
令和8年度目標値の設定理由 条例基準による設置を向上させることを目標に設定			
応急手当普及員講習受講者総数	人	378	498
令和8年度目標値の設定理由 現状値から毎年度20名の増加を目標に設定			
消防用設備等点検結果年間報告件数	件	869	1,250
令和8年度目標値の設定理由 過去5年間の報告実績から設定			
消防団員総数	人	1,296	1,500
令和8年度目標値の設定理由 条例定数を満たすことを目標に設定			

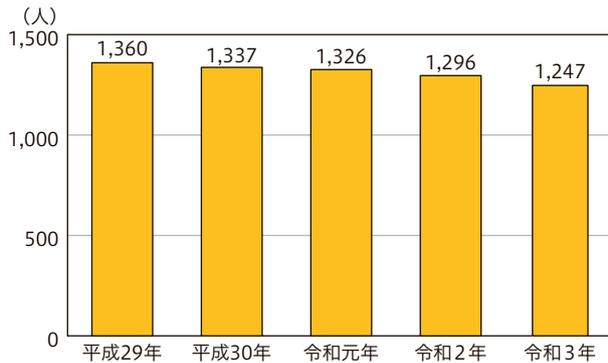


■播磨姫路救急搬送システム



■小学6年生救命入門コース

【消防団員数の推移(各年4月1日現在)】



【消防施設の状況(令和3年4月1日現在)】

区分	庁舎施設	消防車総数					救助工作車	救急車	その他の車両	ポンプ台数	消火栓	防火水槽	その他の水利
		消防ポンプ自動車	小型道埋機ポンプ付積載車	はしご自動車	その他								
たつの消防署 (光部分署を含む)	5	14	6	—	2	6	1	7	10	5	—	—	—

【火災発生件数の推移】

単位：件

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
建物	公共物	—	—	2	1	2
	住宅	6	7	6	6	3
	工場	1	7	6	6	2
	納屋	5	—	2	2	4
	その他	—	4	3	4	2
	小計	12	18	19	19	13
林野	1	—	2	1	—	
車両	2	2	4	4	2	
その他	7	6	6	5	7	
合計	22	26	31	29	22	

【火災原因別の推移】

単位：件

原因区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
マッチ・タバコ	2	—	1	2	4
火あそび	1	—	—	—	—
たき火	3	6	4	5	7
こんろ関係	2	2	3	—	—
内燃関係	—	—	—	—	—
電気関係	1	5	5	3	3
暖房関係	3	1	2	—	1
かまど	—	—	—	1	—
煙道・煙突	—	—	—	—	—
放火・放火の疑い	2	2	—	1	1
バーナー関係	—	—	—	—	—
自然発火	—	1	—	—	—
不明火	3	3	3	4	1
天災	—	1	—	—	—
その他	5	5	13	13	5
合計	22	26	31	29	22

*「その他」：枯草延焼等

【事故別救急出動件数の推移】

単位：件

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
交通	329	389	313	303	253	
一般負傷	513	505	514	543	551	
急病	2,006	2,028	2,115	1,983	1,926	
上記以外	火災	11	21	16	14	12
	自然災害	—	1	—	—	—
	水難	2	2	3	—	2
	労働災害	35	38	46	47	43
	運動競技	29	26	38	14	18
	加害	8	7	18	9	14
	自損行為	21	41	25	25	31
	その他	368	377	432	425	483
	小計	474	513	578	534	603
合計	3,322	3,435	3,520	3,363	3,333	

【事故別救助出動件数の推移】

単位：件

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
火災	建物	2	1	—	2	—
	建物以外	—	1	—	—	—
交通事故	28	31	27	24	19	
水難事故	2	—	2	—	2	
風水害等自然災害	—	—	—	—	—	
機械による事故	2	5	1	2	4	
建物等による事故	5	12	12	9	21	
ガス及び酸欠事故	—	—	—	2	1	
破裂事故	—	—	—	—	—	
その他の事故	3	13	8	18	22	
合計	42	63	50	57	69	

*上掲の表はすべて平成30年度以降の数値について、光都分署を含めて計上しています。

施策 | 14 交通安全対策の推進

基本方針

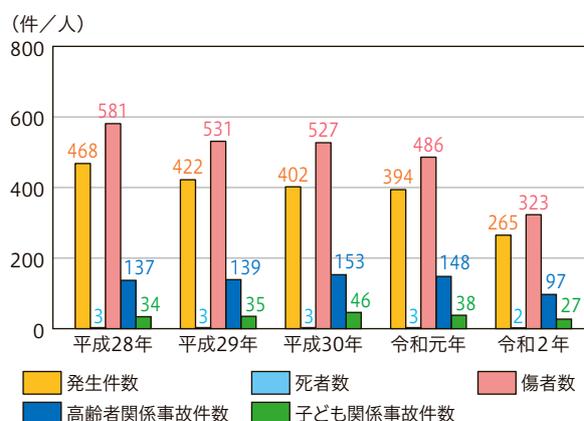
交通安全啓発活動の充実と子ども・高齢者・障害のある人の安全確保に重点を置いた交通安全施設整備に努め、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。



これまでの取組

- 学校園、警察等と連携し、危険箇所の確認を行い、通学路などの子どもの移動経路における交通安全対策を推進しています。
- 安全で快適な道路交通環境整備のため、防護柵や道路照明など交通安全施設の整備を行っています。
- 交通安全協会、警察等関係機関と連携し、各種交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めています。

【交通事故発生状況の推移】



これからの課題

- 通学路などの子どもの移動経路における安全確保の取組を継続的、効果的に実施する必要があります。
- 交通事故の防止に向け、効果的な交通安全施設の設置や交通安全啓発等、関係機関と連携したハード、ソフトの両面からの交通安全対策を推進する必要があります。
- 高齢運転者対策の充実・強化を図る必要があります。



■交通安全啓発活動



■グリーンベルト

施策の内容

(1) 安全・安心な道路交通環境の整備

【担当課：建設課】

- だれもが安全で安心して通行ができる環境を整備するため、道路交通環境の点検を実施し、カーブミラー、防護柵、道路照明灯の設置等交通安全施設の充実に努めます。
- 歩行者が安心して道路を利用できるよう、歩道やグリーンベルトの整備を推進します。
- 自転車ネットワーク計画に基づき、安全で快適な自転車通行空間を創出します。

(2) 交通安全意識の高揚

【担当課：危機管理課】

- 市民・関係団体・行政が連携・協力の下、交通要所における立番や啓発グッズの配布等による啓発活動を実施し、積極的・継続的に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
- 警察署、交通安全協会等と協力し、子どもや高齢者など年齢層に応じた交通安全啓発活動に取り組み、交通安全意識の高揚に努めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶自動車・自転車・歩行者それぞれが交通マナーや安全に対する意識を高めましょう。
- ▶交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めましょう。
- ▶自転車保険に加入しましょう。
- ▶地域の住民や児童と行政が協働により実施する道路施設の点検活動に積極的に参加しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶従業員等に交通ルールの遵守を徹底させましょう。
- ▶地域が実施する交通安全啓発活動に積極的に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
年間交通事故死傷者数	人	489*	400

令和8年度目標値の設定理由 過去5年間の最低死傷者数を下回ることを目標に設定

*令和元年度実績

関連する計画

○自転車ネットワーク計画(令和元年度～令和10年度)

第5節 大切な命と地域を守る

施策 | 15 暮らしの安全確保

基本方針

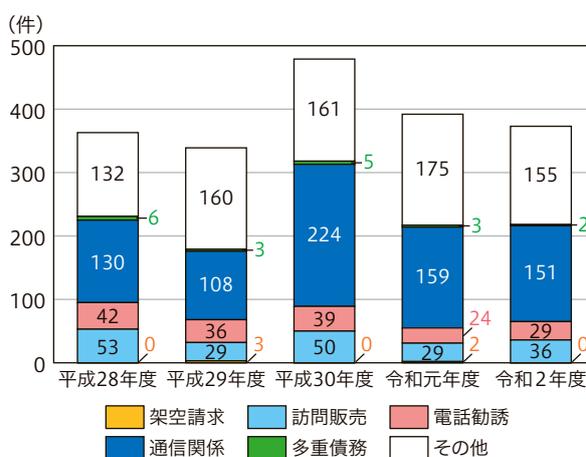
市民の安全・安心な暮らしを確保し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自己防衛意識の高揚を図るとともに、地域、警察、関係団体と連携し、各種犯罪の抑止に努めます。



これまでの取組

- 地域の見守り力向上を目的として、自治会や防犯グループ等の地域団体が積極的に設置している防犯カメラの費用を助成するなどの支援を行い、犯罪抑止の向上を図っています。
- 最近の不安定な国際情勢に鑑み、不測の事態に備えた全国瞬時警報システム（Jアラート）や安否情報システムなどの情報システムの訓練を定期的に行っています。
- 多様化している消費者被害に対して、出前講座や街頭啓発、広報による啓発などを行い、消費者被害の未然防止に努めています。
- 消費者の利益の擁護及び増進を図るため、消費生活センターを設置し、消費生活相談員による相談業務を実施しています。

【消費生活相談の推移】



これからの課題

- 安全なまちを維持するため、市民・行政・関係団体の連携・協力体制を保ち、一人ひとりの防犯意識の高揚に努める必要があります。
- 幅広い世代に対し、消費者トラブルに関する情報共有や対応策等を発信する必要があります。
- デジタル社会において、インターネットを利用した売買や決済等が普及する中、消費者が安心して利用できるよう取り組む必要があります。

施策の内容

(1) 防犯体制の充実

【担当課：危機管理課、建設課】

- レッドパトロール、青色防犯パトロール、地域ふれあいの会、まちづくり防犯グループなどによる市内巡回・犯罪抑止活動・防犯啓発活動を推進します。
- 自治会などの地域団体が設置する防犯カメラに係る費用やLED街灯設置費用を継続して助成し、地域犯罪抑止を図るとともに、情報提供については、たつの防災防犯ネットを利用した防犯情報の迅速な配信に努めます。
- 安全で安心な市民生活を確保するため、各種団体により構成されたたつの市安全安心まちづくり推進協議会において、安全安心に関する施策を協議します。

(2) 国民保護体制の確立 【担当課：危機管理課】

- 武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「たつの市国民保護計画」に基づき、関係機関との連携強化に努め、緊急時には正確な情報を把握し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による市民への迅速な情報提供や避難誘導、避難住民等の救援及び武力攻撃への対処などの確な保護措置の実施により、被害の軽減に努めます。

(3) 消費生活の安全確保 【担当課：商工振興課】

- インターネット・携帯電話によるトラブルや高齢者等を狙った悪質商法が巧妙化し、被害が深刻化する中、関係機関と連携し、消費生活に関わる情報提供や出前講座などの啓発活動を行い、被害の未然防止に努めます。
- 専門知識を持った相談員を配置し、被害にあった方への相談体制の確保に努めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一人ひとりが防犯意識を高め、自分でできる防犯を考えましょう。 ▶ 地域ふれあいの会などの防犯グループの活動に積極的に参加しましょう。 ▶ 自主的、自発的に警報をはじめメディア等による情報収集を行い、避難行動をとりましょう。 ▶ 自助・共助の精神に基づき、近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めるとともに、各家庭においては、食料・飲料水等を備蓄しましょう。 ▶ 消費者として正しい知識の習得と定着を図りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 通学路や過去の犯罪発生場所へのパトロール等、各種防犯活動に努めましょう。 ▶ 防犯点検の実施や防犯設備の導入等、事業所における防犯対策の強化に努めましょう。 ▶ 有事の際は、従業員は顧客等の避難誘導を、事業者は従業員等の安否確認を行い、避難はできる限り事業所単位で行動しましょう。 ▶ 事業所等において、食料・飲料水等を備蓄しましょう。 ▶ 消費者に対して必要な情報の提供と啓発に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
年間犯罪発生件数	件	394	330
令和8年度目標値の設定理由 県の目標値を参考に前年比約3%減少を目標に設定			
防犯カメラ設置件数	件	93	170
令和8年度目標値の設定理由 防犯カメラ設置補助件数の過去5年間の平均増加数を基に算出			

関連する計画

○たつの市国民保護計画(平成19年度～)

【犯罪発生件数の推移】

単位：件

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	682	736	745	574	521
凶悪犯	2	2	5	5	1
粗暴犯	45	58	65	58	57
窃盗犯	458	463	440	375	344
知能犯	38	25	34	31	21
風俗犯	4	13	5	9	3
その他	135	175	196	96	95

* 揖保郡太子町を含めた数値



■ 防犯カメラの設置